

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（令和6年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	人数	割合	職制上の 段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	31人	10.8%	主事級	31人	10.8%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	30人	10.5%	主事級	30人	10.5%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 主事又は技師の職務	87人	30.4%	主事級	71人	24.8%
				係長級	16人	5.6%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する 係長の職務	67人	23.4%	係長級	41人	14.3%
				課長補佐級	26人	9.1%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 課長補佐の職務	54人	19.0%	課長補佐級	27人	9.5%
				課長級	27人	9.5%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 課長の職務	10人	3.5%	課長級	10人	3.5%
7級	部長の職務	7人	2.4%	部長級	7人	2.4%
合計		286人	100.0%		286人	100.0%